

別紙

諮問第1107号

答 申

1 審査会の結論

「カーロケ履歴テーブル」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成29年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分までの間に〇〇区〇〇〇丁目内を走行した警視庁第〇方面交通機動隊第〇中隊所属の白バイのGPS等位置情報（同第〇中隊長によれば「カーロケ」記録）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年8月3日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求は、各警察官の今後の動向を調査することを目的としたものではなく、平成29年〇月〇日の〇時〇分から同日〇時〇分までの間に、白バイ隊員による不当な交通違反取締り等があったか否かを確認するための開示請求であって、さらに対象期間も20分間という僅かな時間に限定しての開示請求であり、開示対象車両は毎日同じ時間帯に同じ場所で取締りしているわけではないと決定権者たる同第〇中隊長が明言したことから、本件非開示の理由及び根拠（条例7条4号及び同条6号）は非開示とする正当な理由には当たらず、その他にも非開示とする正当な理由がないため、本件は都民に対し開示すべき情報と言える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) カーロケーションシステムとは、無線を装備した警察車両の現在地、進行方向等の情報を地図上に表示するシステムをいい、同システムにより記録された警察車両の履歴に関する情報を時間ごとに数値化したデータが「カーロケ履歴テーブル」である。
- (2) 本件対象公文書は、特定の日時、場所における第〇方面交通機動隊の白バイ車両に係る「カーロケ履歴テーブル」であり、公にすることにより、時間ごとの白バイ車両の詳細な位置情報のほか、交通取締りをはじめとする街頭警察活動における警察車両の活動状況等が明らかとなり、その結果、交通違反者による取締り逃れや犯罪企図者による犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼし、さらに、交通取締りをはじめとする街頭警察活動に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条4号及び同条6号に該当するとして非開示とした。
- (3) 本件対象公文書は、20分間という短い時間における白バイ車両の位置情報であるが、たとえ短時間であるからといってこの開示を認めることとなれば、時間帯、場所、対象車両等を変えた開示請求を繰り返すことにより、結果的に車両の軌跡、活動が多い(少ない)箇所、活動時間帯等といった警察車両の活動状況の全容が明らかとなり、これを分析されることにより、上記支障を及ぼすおそれがあるため、対象期間の長短により開示・非開示の判断を変えることはできない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月22日	諮問

平成30年 7月 4日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月26日	新規概要説明（第164回第三部会）
平成30年 9月18日	審議（第165回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア カーロケーションシステムについて

カーロケーションシステムとは、無線を装備した自動車（以下「無線自動車」という。）の現在地、活動状況、進行方向等の情報を、警視庁通信指令センターや警察署等に設置された通信指令端末の地図画面にリアルタイムで表示するシステムをいう。そして、警視庁通信指令業務運営規程（平成7年訓令甲第19号）8条によると、無線自動車の配車運用に当たっては、カーロケーションシステムなどを活用して効率的に行うものとされている。

また、カーロケーションシステムで得られた無線自動車の現在地、活動状況、進行方向等の情報は、電子データとしてサーバに記録されており、これをカーロケ履歴テーブルと呼称している。

イ 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して、「カーロケ履歴テーブル（平成29年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分までの間に〇〇区〇〇〇丁目内を走行した第〇方面交通機動隊車両（〇交機〇〇）に係る部分）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、条例7条4号及び同条6号に該当するとして非開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維

持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象公文書の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、警視庁第〇方面交通機動隊の白バイ車両に係る現在地、進行方向、活動状況等に関する情報が、数値化されて記録されており、これらは一体として、特定の日時、場所における当該白バイ車両の活動状況を示す情報であるといえる。

そのため、本件対象公文書を公にすることにより、当該白バイ車両の走行履歴や交通違反の指導取締りをはじめとする各種警察活動が明らかとなり、その結果、交通違反の指導取締りから逃れようとする者や犯罪を企図する者等の行為を容易にしたり、当該白バイ車両の警察活動を妨害したりするなど、適正な警察活動を阻害するおそれがあると認められる。

ところで、審査請求人は、本件開示請求は、警察官の今後の動向を調査することを目的としたものではなく、当該白バイ車両による不当な交通違反取締りがあつたか否かを確認するためであり、対象期間も20分間という僅かな時間であることなどから、本件非開示理由及び根拠規定は正当な理由には当たらないなどと主張する。

しかし、仮に僅かな時間であるからといって本件対象公文書の開示を認めれば、時間帯、場所、車両等を変えて同様の開示請求を繰り返すことにより、結果的に無線自動車の警察活動の全容が明らかとなり、その結果、適正な警察活動を阻害するおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件対象公文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋